

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（猟銃の所持の許可の基準の特例）</p> <p>第十四条 法第五条の二第三項第三号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（講習会の開催）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第五条の二第三項第二号又は第三号に掲げる者に対して行うものにあつては、猟銃及び空気銃の所持に関する法令については一時間以上二時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつては、猟銃及び空気銃の所持に関する法令については二時間以上三時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。</p>	<p>（猟銃の所持の許可の基準の特例）</p> <p>第十四条 法第五条の二第三項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（講習会の開催）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 講習会における講習時間は、現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第五条の二第三項第二号に掲げる者に対して行うものにあつては、猟銃及び空気銃の所持に関する法令については一時間以上二時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては三十分以上一時間以内とし、その他の者に対して行うものにあつては、猟銃及び空気銃の所持に関する法令については二時間以上三時間以内、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについては一時間以上二時間以内とする。</p>